

新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の新旧対象表

(下線又は太線の表示部分は、改正部分)

改 正 後						改 正 前								
別表第2 (第4条-第8条関係) (1)~(6) [略] (7) 志木駅周辺地区地区整備計画区域						別表第2 (第4条-第8条関係) (1)~(6) [略] (7) 志木駅周辺地区地区整備計画区域								
計画地区		志木駅周辺地区				計画地区		志木駅周辺地区						
区分						区分								
ア	建築してはならない建築物	(1)~(5) [略] (6) 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線(都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。)又は新座市道第1号線に面する部分にあつては、1階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途(当該1階部分の一部を玄関ホール、階段その他これらに類するもの(この号において「玄関ホール等」という。)とする場合、当該玄関ホール等の用途に供する部分を除く。)に供するもの				ア	建築してはならない建築物	(1)~(5) [略] (6) 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線(都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。)又は新座市道第31-04号線に面する部分にあつては、1階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途(当該1階部分の一部を玄関ホール、階段その他これらに類するもの(この号において「玄関ホール等」という。)とする場合、当該玄関ホール等の用途に供する部分を除く。)に供するもの						
[略]						[略]								
(8) [略]						(8) [略]								
(9) 大和田二・三丁目地区地区整備計画区域						(9) 大和田二・三丁目地区地区整備計画区域								
計画地区		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	計画地区		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
区分								区分						
ア	建築してはならない建築物	[略]				(1) 住宅(床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(床面積の合計が1,000平方	(1) 住宅(床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(床面積の合計が1,000平方	ア	建築してはならない建築物	[略]				(1) 住宅(床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。) (3) 学校 (4) 病院 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

メートル以内のものを除く。）

- (3) 学校
- (4) 病院
- (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (6) ホテル又は旅館
- (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (8) カラオケボックスその他これ

メートル以内のものを除く。）

- (3) 病院
- (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (5) ホテル又は旅館
- (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (7) カラオケボックスその他これに類す

- (6) ホテル又は旅館
- (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (8) カラオケボックスその他これに類するもの
- (9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (10) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの

			に類するもの (9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (10) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの	る用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの			
イ	建築物の容積率の最高限度	[略]			イ	建築物の容積率の最高限度	[略]
ウ	建築物の敷地面積の	[略]	165平方メートル。ただし、土地区画整理事業に係る土地にあっては、土地区画	165平方メートル。ただし、土地区画整理事業に係る土地にあっては、土地区画	ウ	建築物の敷地面積の	[略] 165平方メートル。ただし、土地区画整理事業に係る土地にあっては、土地区画整理事業に係る土地にあっては、土地区画整理事業に係る土地にあっては、土地区画

	最低限度		<p>整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた面積（同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた場合は、その面積）とすることができる。</p>	<p>整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた面積（同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた場合は、その面積）とすることができる。</p>		最低限度	<p>る換地処分を受けた場合は、その面積）とすることができる。</p>
エ	建築物の高さの最高限度	[略]	25メートル	25メートル	エ	建築物の高さの最高限度	[略] 25メートル
オ	壁面の位置の制限	[略]	<p>(1) 都市計画道路志木大和田線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（建築物の高さが2.5メートルを超える部分を除く。）から当</p>	<p>(1) 道路に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該道路との境界線までの水平距離0.5メートル</p> <p>(2) 隣地に面する建築</p>	オ	壁面の位置の制限	<p>(1) 都市計画道路志木大和田線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（建築物の高さが2.5メートルを超える部分を除く。）から当該道路との境界線までの水平距離1.0メートル（専用住宅にあっては、0.5メートル）</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の道路に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該道路との境界線までの水平距離</p>

該道路との境界線までの水平距離

1.0メートル（専用住宅にあつては、0.5メートル）

(2) 前号に掲げるもの以外の道路に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該道路との境界線までの水平距離
0.5メートル

(3) 隣地に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該隣地との境界線までの水平距離

物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該隣地との境界線までの水平距離
0.7メートル

0.5メートル
(3) 隣地に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該隣地との境界線までの水平距離
0.7メートル

			0.7 メートル				